
教 育 委 員 会 規 則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置
に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立清水高等学校の項中

「

普通科
普通科

」

を

「

未来共創科
普通科

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立清水高等学校の全日制の課程の普通科（以下この項において「全日制の課程の普通科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、令和9年3月31日に全日制の課程の普通科に在学する者が全日制の課程の普通科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則